

日本赤十字看護大学同窓会継続教育奨学金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字看護大学同窓会（以下、「同窓会」という）が同窓会会員（以下、会員という）の卒後の継続学習を支援するための奨学金について、必要な事項を定める。

(奨学生の資格)

第2条 奨学金は、看護職（看護師、助産師、保健師）として、3年以上の実務経験のある会員で、1）又は2）を満たす者に貸与する。

1）国内の大学、大学院、日本看護協会等の看護継続教育機関において履修する者

2）海外において、1）と同等の教育を受け、日本に帰国する意志のある者

(奨学金の財源)

第3条 奨学金は、会費・運営費の中から、奨学金基金を設置し、これに3,000万円を充当する。

(奨学金及び貸与人員)

第4条 奨学金は一時金として一人100万円を限度とし、年間5名以内とする。

(奨学金の申請)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする会員は、同窓会所定の次の各号に掲げる書類を同窓会会長（以下、会長という）に提出する。

1）奨学金貸与申請書（様式1-1、様式1-2）

2）奨学金返還計画書（様式2-1、様式2-2）

3）教育機関合格通知の写し

2 年間5名の範囲内において申請書は随時受け付ける。

(連帯保証人)

第6条 奨学金の貸与申請をしようとする者は、父母、兄弟姉妹又はこれに代わる独立の生計を営んでいる者の中から、連帯保証人1名をたてなければならない。

(奨学生の決定)

第7条 奨学金の貸与を受ける者（以下、「奨学生」という）は、会長、同窓会副会長で構成される継続教育奨学金選考委員会の議決を経て、会長が決定する。

(奨学金の交付)

第8条 奨学金は、奨学生が決定した後、会長から本人に通知する。

2 奨学金の貸与が決定した者は、誓約書（様式3）と奨学金振込口座届（様式4）を会長に提出する。

(奨学金借用証書の提出)

第9条 奨学金の貸与を受けたときは、奨学生は奨学金借用書（様式5）を連帯保証人

と連署の上、会長に提出しなければならない。

(異動の提出)

第 10 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、10 日以内に変更届(様式 6)を会長に届けなければならない。ただし、本人が疾病等のため届け出ることができないときは、連帯保証人から届け出るものとする。

- 1) 教育機関を休学、退学および復学したとき
- 2) 奨学生の氏名、住所等の連絡先が変更したとき
- 3) 連帯保証人の変更、または連帯保証人の住所等の連絡先が変更したとき

(奨学金の返還並びに返還猶予)

第 11 条 奨学金は次の各号により返還しなければならない。

- 1) 返還金は、貸与金の全額とする。
 - 2) 返還金は 1 回 1 万円以上とする。
 - 3) 返還期間は、学業修了後 3 年以内とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で、連帯保証人を経て会長に返還猶予の願い出があったときは、会長は 3 年を超えない範囲で返還を猶予することがある。
- 1) 災害または疾病により就業を継続できず、返還が著しく困難になったとき
 - 2) その他やむを得ない事由によって、返還が困難になったとき
- 3 返還猶予を受けようとする者は、連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願(様式 7)を提出しなければならない。

(連帯保証人による返還)

第 12 条 前条第 2 項の規程により奨学金の返還を猶予された者が、猶予期間を超えてなお返還できない場合は、連帯保証人が返還しなければならない。

(奨学金の返還免除)

第 13 条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は疾病及び事故により精神若しくは、身体の機能に高度の障害を残して労働能力を失い、奨学金返還未済額の全部または一部について返還不能となったため、連帯保証人から会長に願い出があったときは、会長は役員会の議決を経て、その全額又は一部を免除することがある。

2 返還免除を願い出ようとする者は、返還不能の理由が生じた時から 3 カ月以内に、診断書又は死亡診断書の写しを添えて、奨学金返還免除願(様式 8)を会長に提出する。

(延滞金の徴収)

第 14 条 会長は、正当な理由がなく奨学金の返還が著しく遅延したときは、年利 3% の延滞金を徴収することができる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、同窓会役員会の議決を経て行う。

(事務局)

第 16 条 本会の事務局を次の住所に置く。

〒 150-0012

東京都渋谷区広尾 4 丁目 1 番 3 号

日本赤十字看護大学 同窓会事務局

附則：この規程は、平成 22 年 5 月 18 日から施行する。

附則：この規程の改訂は平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

附則：この規程の改訂は平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

附則：この規程の改訂は平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

《届出の様式》

1. 奨学金貸与申請書 (第 5 条) 様式 1-1、様式 1-2
2. 奨学金返還計画書 (第 5 条) 様式 2-1、様式 2-2
3. 誓約書 (第 8 条) 様式 3
4. 奨学金振込口座届 (第 8 条) 様式 4
5. 奨学金借用書 (第 9 条) 様式 5
6. 変更届 (第 10 条) 様式 6
7. 奨学金返還猶予願 (第 11 条) 様式 7
8. 奨学金返還免除願 (第 13 条) 様式 8